

松戸市における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに関する公表実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市が所管する指定地域密着型通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する際に、市長に対し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第22条第4項、松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日松戸市条例第29号）第80条の2第4項及び松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月21日松戸市条例第30号）第38条第4項に基づき届け出た事項について情報を公表することにより、事業者の実態把握及び利用者等の選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における、次の各号に掲げる用語の意義は、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護または第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者が、当該指定を受けた事業所（松戸市が所管するものに限る。以下「指定地域密着型通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、その設備の一部を使用して、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対し、市長が別に定める「松戸市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン」による基準に適合する介護及び宿泊を伴う必要なサービスを提供することをいう。
- (2) この要綱において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。
- (3) この要綱において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

(届出内容の公表)

第3条 市長は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第22条第4項及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省第7条第4項の規定により届出のあった内容のうち、次に掲げる事項について市ホームページその他市長が別に定める方法により公表するものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 指定地域密着型通所介護事業所等の介護保険事業所番号
- (3) 事業所名
- (4) 事業所所在地
- (5) 事業所電話番号
- (6) サービス提供時間
- (7) 利用定員
- (8) 利用料金
- (9) 人員配置の状況
- (10) 宿泊室の状況
- (11) 消防設備の状況

(その他)

第4条 市長は、宿泊サービスの基準として、「松戸市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護事業所等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン」を別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。